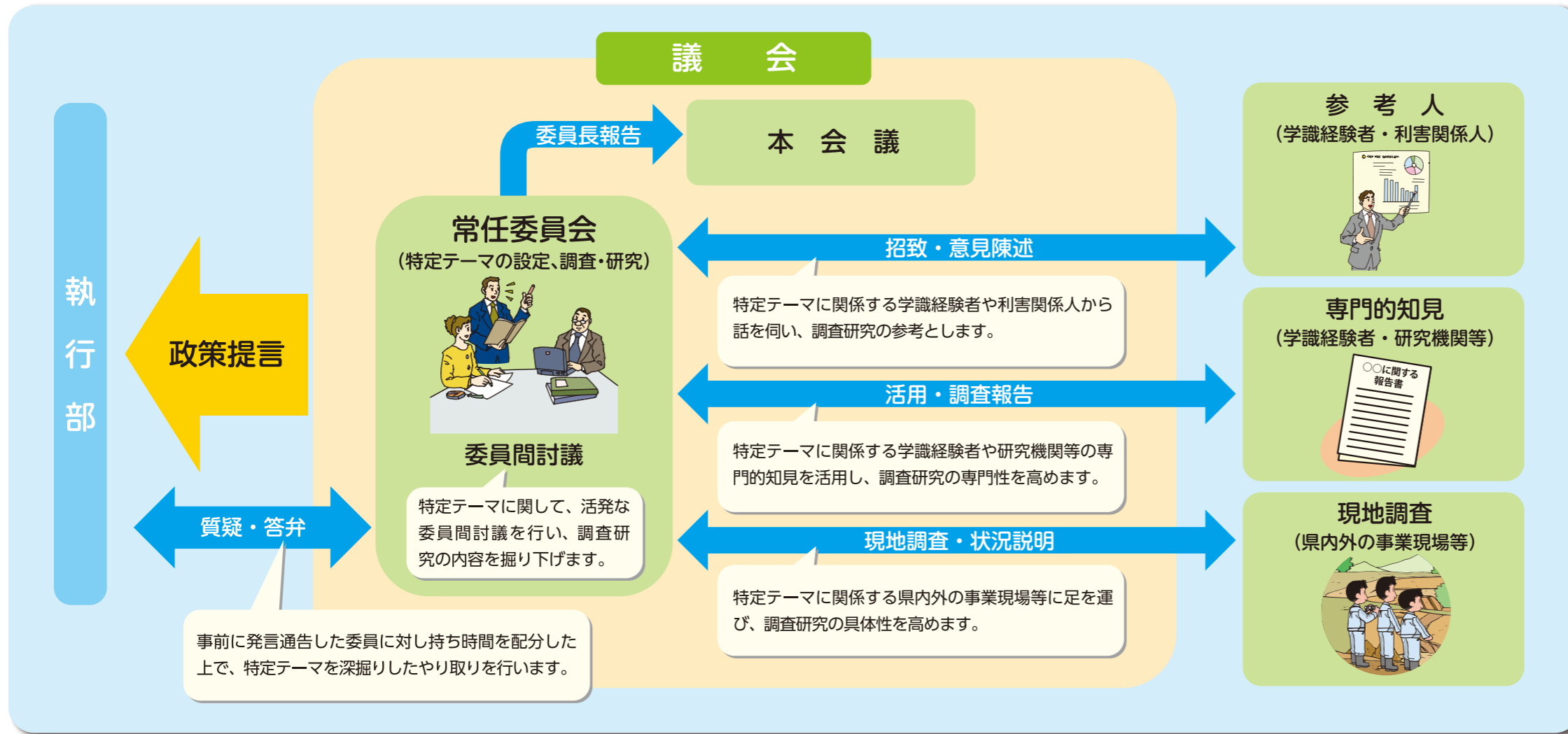


常任委員会における政策立案機能の強化

特定テーマを調査・研究し、政策提言

- ・ 特定テーマは、それぞれの常任委員会の所管事項の中から、今日的な課題などを取り上げます。初期の常任委員会でテーマを決定し、調査研究結果は通常会議（2回目）の中で委員長が報告しています。
- ・ 調査研究に当たっては、参考人の招致や現地調査を行うほか、事前通告制による質疑や活発な委員間討議の実施により、深く掘り下げます。調査研究結果には、執行部に対する政策提言も盛り込むことにしています。



傍聴機会の拡大

- ・ 常任委員会を3委員会ずつA、B2つのグループに分け、日をずらして開催することにより、県民の皆様が委員会を傍聴する機会を増やしました。

Aグループ

- ・ 県政経営委員会
- ・ 生活保健福祉委員会
- ・ 農林環境委員会

Bグループ

- ・ 経済企業委員会
- ・ 県土整備委員会
- ・ 文教警察委員会

常任委員会の事前通告制質疑の状況等についてもインターネット配信していますので、ご利用ください。また、本会議や委員会も傍聴できます。皆さん、是非、お気軽に傍聴にいらしてくださいね。

【事前通告制質疑の様子】

執行部に対して事前通告制質疑を行うことで、特定テーマに関する踏み込んだ議論が可能となります。



【参考人招致の様子】

参考人から意見を聴取することで、特定テーマをより深く掘り下げて研究することが可能となります。



【現地調査の様子】

現場の状況を確認することで、机上の議論にとどまらず、現場の生の声を議論に反映させることが可能となります。

